

## 京都大学大学改革室要項

(平成23年4月1日 総務担当理事裁定)

第1 京都大学に、大学改革室を置く。

第2 大学改革室は、京都大学における大学改革の推進を図るため、総務担当の理事又は企画担当の理事（以下「担当理事」という。）の下に、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 大学改革を推進するための具体的方策の立案及びその実施に係る支援に関すること。

(2) 大学改革に関する調査及び分析に関すること。

(3) その他担当理事が必要と認めること。

第3 大学改革室は、次の各号に掲げる者で組織する。

(1) 総務担当の理事及び企画担当の理事

(2) 担当理事が指名する副理事 若干名

(3) 総務部長

(4) 総務部の職員のうちから担当理事が指名する者 若干名

(5) その他担当理事が必要と認める者 若干名

第4 大学改革室に室長及び副室長を置く。

2 室長は総務担当の理事をもって充て、副室長は企画担当の理事をもって充てる。

3 室長は室務を掌理し、副室長は室長を補佐する。

第5 この要項に定めるもののほか、大学改革室の運営に関し必要な事項は、室長が定める。

### 附 則

この要項は、平成23年4月1日から実施する。